

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人尚仁福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年9月27日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・法改正に伴う手続について、不備が見られたが、積極的に改善に取り組んでいると認められる。
- ・会計面について、前回の指導監査における指摘事項が改善されていない事項が見られたので、専門家による支援を活用することが望ましい。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>平成29年度開催の理事会において、監事について、理事会へ連続して欠席している者が見られた。</p> <p>監事が理事会に出席し必要に応じて意見を述べることは、理事や理事会の職の執行に対する牽制を及ぼす観点から重要であることから、法律上の義務とされたものである。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、監事の改選について検討すること。</p> <p>(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条～第102条)</p>	<p>これまでと同様に開催日程の調整を行っているが、それでも欠席が多い場合には改選も含めて検討することとします。</p> <p>平成30年度開催の理事会において、4回開催しているが3回出席いただいています。</p>
2	<p>評議員、理事及び監事の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていなかった。</p> <p>については、評議員、理事及び監事の候補者本人から、履歴書及び誓約書等を事前に徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>(法第40条第1項、第44条第1項により準用される第40条第1項、審査基準第3の1(5)、(6))</p>	<p>評議員、理事及び監事について、欠格事由に該当しないか、誓約書を徴し確認しました。</p>
3	<p>平成29年度において、理事長及び副理事長(業務執行理事)は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己</p>	<p>平成30年10月25日に開催した理事会において、理事長及び副理事長の業務執行状況を報告しました。</p>

	<p>の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにも関わらず、報告を行っていなかった。</p> <p>については、定款第 17 条第 3 項の規定に基づき、理事長及び副理事長（業務執行理事）は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第 45 条の 14 第 9 項により準用される一般法人法第 98 条に規定する理事会への報告の省略は適用されないので、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>（定款第 17 条第 3 項）</p>	<p>今後も職務の執行状況について報告を行うようにします。</p>
4	<p>100 万円を超える契約に関して注文請書を徴しているが、契約書が作成されていないものがあつた。また、契約書について契約年月日が空欄のものが散見された。</p> <p>については、経理規程第 75 条の規定に基づき、契約書を作成の上、適切な事務手続を行うこと。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>（経理規程第 75 条）</p>	<p>経理規程に基づき契約書等を作成し、契約年月日等に不備のないよう適切な事務手続を行います。</p>
5	<p>経理規程で小口現金の制度を規定しているにも関わらず、常用雑費の支払において、職員による立替払の事例が散見されたが、会計事故の原因となることから不適當である。</p> <p>については、日々発生する少額な支払いは、職員の立替払に抛らず、経理規程第 28 条の規定に基づき小口現金による処理を行うこと。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>（経理規程第 28 条）</p>	<p>職員による立替払いに抛らず処理を行うよう努めます。</p>
6	<p>就労支援事業製造原価明細書の材料費の会計年度末における棚卸高が貸借対照表に貯蔵品として計上されていた。</p> <p>については、材料費に係る棚卸資産は、期首（期末）材料棚卸高の科目で就労支援事業製造原価明細書に計上し、原材料の科目で貸借対照表に計上すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>（留意事項 別添 3 勘定科目説明）</p>	<p>次年度以降の決算書においては、左記のと通りの科目にて計上を行います。</p>

7	<p>江美の郷拠点区分（社会福祉事業）のデイサービスセンターいこいサービス区分から法人本部サービス区分へのサービス区分間繰入金収入（支出）について、事業活動資金収支差額及び当期資金収支差額合計がマイナスになるまで繰入れされていた。</p> <p>施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、当該施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足を生じない範囲内において、他の社会福祉事業又は公益事業へ資金を繰り入れることができるものであるので留意すること。</p> <p>（老発第 188 号第 2 の 3（1）、第 3 の 1）</p>	<p>事業活動資金収支差額及び当期資金収支差額合計の範囲内でのみサービス区分間への資金の繰入れを行うように是正します。</p>
---	--	---